

大府市訓令第1号

大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月18日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第7条、第8条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>別記</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収入調定、調定変更及び収入更正並びに予算執行、支出負担行為、支出負担行為兼支出命令及び支出更正において、<u>副市長専決以上のものについては全て財政担当部課長の合議を必要とし、部長共通専決のものについては全て財政担当課長の合議を必要とする。</u></p> <p>(オ)～(キ) 略</p>	<p>別表第1（第7条、第8条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>別記</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) 収入調定、調定変更及び収入更正並びに予算執行、支出負担行為、支出負担行為兼支出命令及び支出更正において、<u>部長共通専決以上のものについては、全て財政担当部課長の合議を必要とする。</u></p> <p>(オ)～(キ) 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年2月26日から施行する。